

7 交通安全の面から見た道路整備

7.1 交通安全に配慮した幹線道路整備

幹線道路については、南北方向の道路が縦断勾配を有するという当該地域の特殊性、違法駐車や沿道土地利用と道路のミスマッチ等による事故危険性の存在等に配慮した道路設計がなされるべきである。

- 1) 復興計画にあたっては交通事故統計により、事故多発地点を把握し対策を講じるべきである。
- 2) 本地域は、六甲山系から大阪湾への傾斜地に位置するため、南北方向に縦断勾配を有する道路が多い。交通事故分析の結果から、追突事故が多発する傾向のある下り勾配を有する道路の交差点が存在するならば、このような下り勾配を有する流入部について、右折車両との錯綜を軽減する必要がある。右折レーン未整備の交差点では早急な整備が、右折レーン整備済交差点では十分な右折レーン長の確保が望まれる。
- 3) 幹線道路沿いで違法路上駐車が多く見られる区間においては、路上駐車車両による交通流の乱れが交通渋滞と共に交通事故を引き起こす傾向にある。したがって、復興にあたり、荷さばき及び来訪車両等に供する駐車スペースを設けるよう義務づけるべきである。
- 4) 幹線道路への出入りが多く、流入出時に追突事故が多く見られる沿道土地利用（例えば、ファミリーレストラン、コンビニエンスストア、自動車ディーラー等）においては、幹線道路の実勢速度に応じた安全な出入口のデザインを取り入れるよう指導すべきである。

7.2 交通安全に配慮した住区や商業地の道路整備

住区内や、商業地内の道路についても、面開発地区と既存街区の境界部、同幅員の街路の信号機のない交差点、及び住区内への通過交通進入部等といった事故多発地点について適切な道路設計がなされる必要がある。

- 1) 住区の安全性に関する知見として、面的な開発地域と既存街区の境界部において交通事故が多発する傾向にある。既存街区外縁部に補助幹線道路を整備する等の対策が必要である。
- 2) 信号機の無い同幅員の交差点においては、優先関係の欠如から交通事故が多発する傾向がある。優先関係が明確な三差路主体の街路網整備や交差点安全対策が必要である。
- 3) 住区内通過交通対策、商業地裏通りの駐車対策等も交通安全の視点から重要である。